

水防法に基づき設置された協議会として、

「北九州・宗像水防地方本部圏域 大規模氾濫減災協議会」と名称変更しました！

北九州・宗像水防地方本部圏域における「減災に係る地域の取組方針」を策定しました！

### 1.概要

- 市、河川管理者、気象台、県などが連携・協力し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として協議会を設置しました。
- 第2回協議会では、概ね5年間に達成すべき目標や、具体的な取組内容を定めた「地域の取組方針」を策定しました。

### 2.開催概要

- 日時：平成30年1月30日(火)14:00～
- 会場：福岡県八幡総合庁舎別館第1会議室
- 参加者：別紙出席者名簿のとおり

### 3.議事内容

- 水防法等の一部を改正する法律(平成29年6月19日施行)により、協議会が法定化。協議会規約を改正し、法定協議会へ移行することを提案し、承認されました。  
(規約改正概要：協議会名称変更、対象河川の追記等)
- 減災に係る地域の取組方針が承認されました。

### 会議開催状況

